

特定非営利活動法人日本空手協会秋田県本部定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本空手協会秋田県本部という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、秋田県民を対象に、空手道の普及、振興を図る事業を行い、空手道を通じて広く武道精神の涵養に努めるとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 空手道の指導及び普及
- (2) 空手道の級、段及び資格の審査
- (3) 空手道の各種競技大会の開催
- (4) 空手道に関する研究会、講演会及び講習会の開催
- (5) 支部の設立支援及び交流促進を図る事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。'

- (1) 退会届の提出をしたとき。'
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。'
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。'
- (4) 除名されたとき。'

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。'

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。'

- (1) この定款等に違反したとき。'
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。'

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。'

- (1) 理事 5人から7人。'
- (2) 監事 1人又は2人。'

2 理事のうち、1人を会長、2人以下を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。'

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。'

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。'

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。'

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。'

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。'

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。'

5 監事は、次に掲げる職務を行う。'

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。'
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。'
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。'
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。'
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。'

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。'

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。·
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。·
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。·

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。·

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。·

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。·

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。·
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。·

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。·

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。·

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。·

- (1) 定款の変更。·
- (2) 解散。·
- (3) 合併。·
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更。·
- (5) 事業報告及び活動決算。·
- (6) 役員の選任又は解任。·
- (7) 入会金及び会費の額。·
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄。·
- (9) その他運営に関する重要事項。·

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。·

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。·

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。·
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。·
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。·

(招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。.

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。.

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。.

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。.

- (1) 総会に付議すべき事項 ..
- (2) 会長及び副会長の選任 .
- (3) 役員の職務及び報酬,
- (4) 規則及び細則の制定、改正及び廃止に関する事項 .
- (5) 総会で議決した事項の執行に関する事項 .
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項.

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。.

- (1) 会長が必要と認めたとき。.
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。.
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。.

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。.

- 2 会長は、第 31 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。.
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。.

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。.

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項によってあらかじめ通知した事項とする。.

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。.
- (表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。.

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。.
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び第 36 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。.
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。.

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所 .
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。） .
 - (3) 審議事項 .
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 .
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項 .
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。.

第7章 組織及び運営

(支部長会)

第37条 第5条に掲げる事業を企画し、実施するため、支部長会を置く。.

- 2 支部長会は、本部長、副本部長及び支部長で構成する。支部長は、団体の正会員のうち公益社団法人日本空手協会から支部の名称使用を許諾された団体の代表者とする。
- 3 支部長会は、総会が議決した事業計画及び活動予算に基づき、各事業を実施し、毎年度末までに1回、その結果を理事会に報告しなければならない。
- 4 支部長会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(本部長等)

第38条 本部長及び副本部長は、支部長の互選とし、会長が委嘱する。.

(職務)

第39条 本部長は、県本部における指導、審査、技術を統括する。.

- 2 本部長は、支部長会を主宰し、その議長となる。本部長に事故あるとき又は欠けたときは、副本部長がこれを代理する。
- 3 本部長は、理事会及び総会に出席し、その諮問に応じ、意見を述べることができる。.

(名誉会長等)

第40条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。.

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会において推挙し、会長が委嘱する。.
- 3 名誉会長及び顧問は、重要な案件について総会から諮問があるときは、総会に出席して意見を述べるものとする。.

(事務局)

第41条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。.

- 2 職員は、会長が任免する。.
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。.

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。.

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会が別に定める。.

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。.

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の事業計画及び活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。.

(予算の追加及び補正)

第46条 予算の議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は

補正をすることができる。.

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。.

- (1) 目的。
- (2) 名称。
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類。
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）。
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項。
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）。
- (7) 会議に関する事項。
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項。
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）。
- (10) 定款の変更に関する事項。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3) 正会員の欠亡。
- (4) 合併。
- (5) 破産手続開始の決定。
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。.

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、秋田県に帰属するものとする。.

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。.

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法
第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	島田 洋一	理事	桑山 明久	理事	片野 裕	理事	作左部 昇
理事	三浦 兼男	理事	齊藤 康文	理事	今入 直樹		
監事	打矢 洋介	監事	榎原 均				

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、この法人の設立前に日本空手協会秋田県本部の会員になった者は、正会員入会金及び設立年度の会費を免除する。

(1) 正会員入会金	個人 1千円	団体 1千円
正会員会費	個人 2千円	団体 2千円 (1年間分)
(2) 賛助会員会費	個人 3千円	団体 5千円 (1年間分)

役員名簿

特定非営利活動法人日本空手協会秋田県本部

役職名	(ふりがな) 氏 名	住所又は居所	報酬の有 無
理事	(しまだよういち) 島田 洋一,		無
理事	(くわやまあきひさ) 桑山 明久		無
理事	(かたのゆたか) 片野 裕		無
理事	(さくさべのぼる) 作左部 畏,		無
理事	(みうらかねお) 三浦 兼男		無
理事	(さいとうやすふみ) 齊藤 康文		無
理事	(いまいりなおき) 今入 直樹		無
監事	(うちやようすけ) 打矢 洋介		無
監事	(さかきばらひとつ) 榎原 均		無

設立趣旨書

1 趣旨

本会は、昭和 42 年から社団法人日本空手協会秋田県本部として、県内の昇級・昇段審査会や県大会の開催などの事業を企画、運営してきた。改正公益法人法による公益社団法人への移行に伴い、本会は日本空手協会の下部組織ではなく、「日本空手協会秋田県本部」の名称許諾団体とされたが、「公益社団法人」の名称使用はできない。

本会は、公益的な団体としての立場をより明確にして、活動するために、新たに NPO 法人として認証を受け、認知度及び信用度を向上させていくとするものである。

認証後は、特定非営利活動の観点から従前の事業内容を見直し、新たな展開を図るとともに、ホームページを立ち上げて、県民への情報公開を行い、空手道精神の涵養とスポーツと武道の両面の振興及び青少年の健全育成に寄与していく。

また、安定的な事業運営のため、会員の拡大、賛助団体の加入及び寄付金の募集を促進し、寄付者に対する税制優遇措置が受けられる特例認定を目指していく。.

2 申請に至るまでの経過等

- ・昭和 42 年 2 月 1 日 日本空手協会秋田県本部を発足
- ・平成 24 年 3 月 21 日 公益法人法改正により、日本空手協会が公益社団法人へ移行
- ・令和 4 年 3 月 27 日 県本部定例理事会で NPO 法人化検討委員会を設置
- ・令和 4 年 9 月 3 日 県本部臨時理事会で NPO 法人設立案を承認
- ・令和 4 年 10 月 2 日 発起人会の開催
- ・令和 4 年 11 月 13 日 設立総会の開催

令和 4 年 11 月 13 日（設立総会開催日）

（特定非営利活動法人の名称） 特定非営利活動法人日本空手協会秋田県本部

（設立代表者の氏名） 島田 洋一 （押印不要）

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日 から 令和6年3月31日まで、

特定非営利活動法人日本空手協会秋田県本部

1 事業実施の方針

NPO 法人の設立目的及び事業内容等の周知を図るため、新たに開設するホームページや広報誌により、会員及び県民に情報提供する。

特定非営利活動に掲げる「子どもの健全育成を図る活動」については、稽古を通じて礼儀作法などの指導をしてきているが、心技体それぞれの育成面で、より具体的で理解できるような内容を検討し、実施するものとする。

設立初年度であることから、NPO 法人としてふさわしい内容かどうかを、これまでの指導や普及活動の中で改善しつつ、各種事業を適正に実施するほか、各支部の認知度を高める新規事業の企画を進め、事業に反映させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
1 空手道の指導及び普及	1 強化練習会 6回、県内3地区で実施 3、5、6、7、9、令和6年3月 ※主に小中学生対象	(A) 令和5年3月から (B) 県内3地区 (C) 5人	(D) 大会出場者等 (E) 30人(1回)	220
	2 本部長の巡回指導 3支部で実施	(A) 令和5年度 (B) 3地区 (C) 1人	(D) 希望する支部 (E) 延べ50人	45
	3 普及活動(新) 公開講座及び生涯空手講座 3回開催 ※武道空手などの紹介	(A) 令和5年度 (B) 秋田市ほか (C) 3人	(D) 会員、県民 (E) 不特定	24

2 空手道の昇級、段及び資格の審査	1 昇級・昇段審査会 春と秋及び2月の臨時会の3回 ※今事業年度は令和5年2月から来年2月まで4回実施	(A) 令和5年2月26日 及び5年度3回 (B) 県立武道館等 (C) 5人(1回)	(D) 受験希望者 (E) 延べ400人	402
	2 東北地区審査会 審査員の派遣	(A) 令和5年10月 (B) 仙台市 (C) 1人	(D) 受験希望者 (E) 10人	25
3 空手道の各種競技会の開催	1 県大会開催 大会主管の秋田支部へ補助金交付	(A) 令和5年4月 (B) 県立武道館 (C) 1人	(D) 参加希望者 (E) 100人	50
	2 東北・全国大会選手等派遣 大会への選手、審判員 東北大会へ役員派遣	(A) 令和5年度 (B) 会場地 (C) 1人	(D) 県代表者 (E) 延べ30人	646
	3 東北大会 6年ごとの各県持ち回り開催 ※本県開催は、令和9年度予定	・本事業年度は、実施予定なし		
4 空手道に関する研究会、講演会及び講習会の開催	1 指導者講習会 1回開催 ※子どもの指導方法など	(A) 令和5年9月 (B) 秋田市 (C) 3人	(D) 参加希望者 (E) 20人	7
	2 審判講習会 1回開催	(A) 令和5年10月 (B) 秋田市 (C) 5人	(D) 参加希望者 (E) 10人	7
	3 生涯空手講習会(新) 1回開催	(A) 令和5年11月 (B) 秋田市 (C) 2人	(D) 参加希望者 (E) 20人	7
5 支部の設立支援及び交流促進を図る事業	1 県本部・支部合同稽古始 毎年1月実施 ※今事業年度は、令和5年と6年の2回	(A) 令和5年1月、 令和6年1月 (B) 県立武道館 (C) 5人	(D) 参加希望者 (E) 30人	2
	2 支部訪問、練習会 3支部	(A) 令和5年度 (B) 県内支部 (C) 2人	(D) 参加希望者 (E) 20人(1回につき)	45

	3 支部演技発表会(新) 寄付者や賛助会員向けの発表会	(A) 令和5年度 (B) 県内支部 (C) 2人	(D) 会員等 (E) 50人	20
6 その他この法人の目的を達成するためにはじめに必要な事業	なし			

令和6年度の事業計画書

令和6年4月1日 から令和7年3月31日 まで、

特定非営利活動法人日本空手協会秋田県本部

1 事業実施の方針

NPO 法人として各種法令の遵守及び情報公開などの義務を果たすとともに、適正に事業を実施する。

特に、公益の増進に資するために必要な新規事業については、設立当初の事業年度の実施結果を踏まえて、その内容を吟味、検討して、改善しながら実施することとする。

また、特例認定 NPO 法人の認定を目指して、その要件を満たすことができるよう取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
1 空手道の指導及び普及	1 強化練習会 5回、県内3地区で実施 小中学生対象	(A) 令和6年度 (B) 県内3地区 (C) 5人	(D) 大会出場者等 (E) 30人(1回)	220
	2 本部長の巡回指導 3支部で実施	(A) 令和6年度 (B) 3地区 (C) 2人	(D) 希望支部 (E) 延べ50人	45
	3 普及活動 公開講座及び生涯空手講座 3回実施	(A) 令和6年度 (B) 秋田市ほか (C) 3人	(D) 会員、県民 (E) 不特定	24

2 空手道の昇級、段及び資格の審査	1 昇級・昇段審査会 春と秋及び2月の臨時会の3回	(A) 令和6年度 (B) 県立武道館等 (C) 5人(1回)	(D) 受験希望者 (E) 延べ400人	353
	2 東北地区審査会 審査員の派遣	(A) 令和6年10月 (B) 仙台市 (C) 1人	(D) 受験希望者 (E) 10人	25
3 空手道の各種競技会の開催	1 県大会 大会主管支部へ補助金交付	(A) 令和6年4月 (B) 県内 (C) 1人	(D) 参加希望者 (E) 100人	50
	2 東北・全国大会選手等派遣 大会への選手、審判員派遣 東北大会へ役員派遣	(A) 令和6年度 (B) 会場地 (C) 1人	(D) 県代表者 (E) 延べ30人	646
	3 東北大会	・本事業年度は、実施予定なし		
4 空手道に関する研究会、講演会及び講習会の開催	1 指導者講習会 1回開催 子どもの指導方法等	(A) 令和6年9月 (B) 秋田市 (C) 3人	(D) 参加希望者 (E) 20人	7
	2 審判講習会 1回開催	(A) 令和6年10月 (B) 秋田市 (C) 5人	(D) 参加希望者 (E) 10人	7
	3 生涯空手講習会 1回開催	(A) 令和6年11月 (B) 秋田市 (C) 2人	(D) 参加希望者 (E) 20人	7
5 支部の設立支援及び交流促進を図る事業	1 県本部・支部合同稽古始 1回	(A) 令和7年1月 (B) 県立武道館 (C) 5人	(D) 参加希望者 (E) 30人	2
	2 支部訪問、練習会 3支部	(A) 令和6年度 (B) 県内支部 (C) 2人	(D) 参加希望者 (E) 20人(1回につき)	45

	3 支部演技発表会 2 支部	(A) 令和 6 年度 (B) 支部 (C) 2 人	(D) 会員等 (E) 50 人	20
6 その他この 法人の目的を 達成するため に必要な事業	なし			

様式例「設立当初の事業年度の活動予算書」

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日 から 令和6年3月31日まで
特定非営利活動法人日本空手協会秋田県本部

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	90,000		
賛助会員受取会費	200,000		

2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益			

3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		

4 事業収益			
昇級昇段審査会	1,280,000		
5 その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益			

経常収益計			1,671,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
諸謝金	238,000		
人件費計	238,000		
(2) その他経費			
会議費	162,000		
費用弁償	10,000		
旅費交通費	860,000		
担当部事務費	20,000		
支部事業補助	20,000		
県大会開催補助	50,000		
全国大会参加費	140,000		
その他経費計	1,262,000		
事業費計			1,500,000
2 管理費			
(1) 人件費			
諸謝金	5,000		
事務局手当	160,000		
人件費計	165,000		
(2) その他経費			
会議費	42,000		
費用弁償	81,000		
旅費交通費	170,000		
印刷費	220,000		
消耗品費	125,000		
通信費	13,000		
賃借料	20,000		
諸会費	50,000		
大会広告費	50,000		
その他経費計	771,000		
管理費計			936,000
経常費用計			2,436,000
当期経常増減額			△ 765,000

III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	0
.....		0	0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	0
.....		0	0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額		△ 765,000	
設立時正味財産額		1,460,526	
次期繰越正味財産額		695,526	

様式例「翌事業年度の活動予算書」

令和6年度 活動予算書
令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
特定非営利活動法人日本空手協会秋田県本部
(単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1 受取会費	
正会員受取会費	312,000
賛助会員受取会費	440,000
2 受取寄附金	
受取寄附金	100,000
施設等受入評価益	
3 受取助成金等	
受取民間助成金	0
4 事業収益	
昇級昇段審査会	1,400,000
5 その他収益	
受取利息	1,000
雑収益	
経常収益計	1,000
II 経常費用	2,253,000
1 事業費	
(1) 人件費	
諸謝金	212,000
人件費計	212,000
(2) その他経費	
会議費	154,000
費用弁償	10,000
旅費交通費	845,000
担当部事務費	20,000
支部事業補助	20,000
県大会開催補助	50,000
全国大会参加費	140,000
その他経費計	1,239,000
事業費計	1,451,000
2 管理費	
(1) 人件費	
諸謝金	0
事務局手当	150,000
人件費計	150,000
(2) その他経費	
会議費	42,000
費用弁償	81,000
旅費交通費	170,000
印刷費	130,000
消耗品費	20,000
通信費	13,000
賃借料	20,000
諸会費	50,000
大会広告費	50,000
その他経費計	576,000
管理費計	726,000
経常費用計	2,177,000
当期経常増減額	76,000

III 経常外収益				
1 固定資産売却益		0	0	

経常外収益計		0	0	0
IV 経常外費用				
1 過年度損益修正損		0	0	

経常外費用計				0
当期正味財産増減額		76,000		
前期繰越正味財産額		695,526		
次期繰越正味財産額		771,526		